賃金控除に関する協定書

と 労働者 控除に関し、下記のとお		は労働基準法第24条第1項但書に基づき	賃金
		記	
1. は、毎月 る。	日、賃金支払い	の際次に掲げるものを控除して支払うことが	でき
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
2. この協定は 年	三 月 日から有	有効とする。	
3. この協定は、何れか有するものとする。	4の当事者が	日前に文書による破棄の通告をしない限り効	力を
2	年 月 日		
	佢	 使用者職氏名	印
	î))))))) 	印